

議案第16号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立人権ひろば 21）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平井伸治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立人権ひろば21
- 2 指定管理者 鳥取市扇町21番地
公益社団法人鳥取県人権文化センター
会長 前田義機
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理由 人権ひろば21の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益社団法人鳥取県人権文化センターを指定管理者として指定しようとするものである。